

議案第 2 2 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次
のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
目次

第 1 編 関係条例の一部改正（第 1 条—第 6 条）

第 2 編 経過措置

第 1 章 通則（第 7 条・第 8 条）

第 2 章 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に伴
う経過措置（第 9 条）

第 3 章 その他（第 1 0 条）

附則

第 1 編 関係条例の一部改正

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第 1 条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和 2 9 年条例第 2 3 号）の一部
を次のように改正する。

第 1 8 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 1 8 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3
項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（大網白里市環境保全条例の一部改正）

第 2 条 大網白里市環境保全条例（平成 1 6 年条例第 2 4 号）の一部を次のよ
うに改正する。

第 8 0 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（大網白里市消防団条例の一部改正）

第 3 条 大網白里市消防団条例（平成 2 3 年条例第 9 号）の一部を次のように
改正する。

第5条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(大網白里市再生土の埋立て等規制条例の一部改正)

第4条 大網白里市再生土の埋立て等規制条例（令和4年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第8条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(大網白里市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第5条 大網白里市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第6項及び第7項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(大網白里市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正)

第6条 大網白里市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（令和5年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第40条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第2編 経過措置

第1章 通則

(罰則の適用等に関する経過措置)

第7条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）

（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第8条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第2章 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に伴う経過措置

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第9条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第18条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

第3章 その他

(経過措置の規則への委任)

第10条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。